

東海市条例第 6 号

東海市個人情報保護条例を廃止する条例の一部を改正する条例

東海市個人情報保護条例を廃止する条例（令和 4 年東海市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 9 項及び第 1 0 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。